

第 1 5 回成田市農業委員会総会議事録

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

成 田 市 農 業 委 員 会

第 1 5 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 1 年 9 月 1 8 日 成 田 市 役 所 6 階 大 会 議 室 に お い て 開 催
委員定数 2 9 名

◎ 出席委員（27名）

議長	小 池 利 道		
1 番	海 保 博	15 番	木 下 敏
2 番	村 嶋 孝 志	16 番	伊 藤 勝
3 番	鈴 木 清	17 番	石 井 賢 二
4 番	仲 山 綾 夫	18 番	西 野 潤 志 郎
5 番	菅 澤 一 郎	20 番	岩 立 隆
6 番	龍 崎 文 雄	21 番	清 宮 茂 樹
7 番	宇 佐 美 薫	22 番	佐 久 間 勇
8 番	鵜 澤 惠 治	23 番	岩 澤 貞 男
9 番	根 本 喜 久 治	24 番	小 林 典 男
10 番	西 村 千 尋	25 番	吉 田 三 男
11 番	荒 居 稔	27 番	秋 山 哲 也
12 番	金 岡 二 三 克	28 番	岡 野 政 男
13 番	石 原 輝 夫	29 番	宮 野 茂

◎ 欠席委員（2名）

14 番	宍 倉 日 出 夫	26 番	大 里 操
------	-----------	------	-------

議 長

(午後 2 時開会)

これより第 15 回成田市農業委員会総会を開会いたします。
本総会の委員定数は 29 名で、本日の出席委員は 27 名、欠席委員は 2 名(14 番・宍倉日出夫委員、26 番・大里操委員)でございます。
議案の審議に入るに先立ちまして、平成 21 年 8 月 21 日、第 14 回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配付してございます「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

(諸 般 の 報 告)

8 月 25 日 (火) 印旛郡市農業委員会連合会研修会

於 柏市(農業生産法人及び農産物直
売施設)

出席者 小池会長、柿沼事務局長

9 月 11 日 (金) 運営委員会

於 市役所 4 階 402 会議室

出席者 小池、海保、佐久間、龍崎、宍倉
鈴木、大里各委員 以上 7 名

9 月 16 日 (水) 第 2 小委員会

於 市役所 5 階 501 会議室

出席者 龍崎、海保、村嶋、菅澤、宇佐美
伊藤、小林各委員、小池会長
以上 8 名

次に、議事録署名人の指名を行います。慣例でございますので、議長において

議席番号 1 番 海 保 博 委員

2 番 村 嶋 孝 志 委員

の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 平成21年度第6次農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の制定について
報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第20条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地等の現況に関する照会について
以上、議案5件、報告3件でございます。

それでは、去る9月16日に開催いたしました第2小委員会において、本総会に提出される議案につきまして事前審査を行いました結果について、龍崎第2小委員長よりご報告願います。

第2小委員長
(6番 龍崎委員)

去る9月16日午前10時より501会議室におきまして、全委員出席のもと第2小委員会を開催いたしました。

本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。提出されました議案は5議案、報告が3件でございます。

まず、3ページの議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。売買が6件、使用貸借権の設定が5件ございました。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、10ページの議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。3件の申請がございました。共同住宅を建築したいとするものが1件、農家住宅用地に転用したいとするものが1件、貸駐車場用地として転用したいとするものが1件です。委員から1番について共同住宅の世帯数、他法令上の手続きについての問いがあった他はさしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、15ページの議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。売買が3件、使用貸借権の設定が3件、うち許可後の計画変更承認が2件、貸借権の設定の許可後の計画変更承認が41件ございました。

①売買については、釣堀用地に転用したいとするものが1件、専用住宅用地に転用したいとするものが2件です。

②使用貸借権の設定については、進入路用地に転用したいとするものが1件、許可後の計画変更承認については、砂利採取計画の変

更により、一時転用期間を延長し、搬出路用地として使用したいとするものが2件です。

③賃借権の設定の許可後の計画変更承認については、砂利採取計画の変更により、一時転用期間を延長し、砂利採取用地、搬出路用地、現場事務所及び車両待機場用地として使用したいとするものが41件です。

委員から現地調査の際に発見した、一時転用の許可期限の切れた農地上にプレハブが置かれていることについて、どのような対応をしているかとの問いに対し、撤去に向けた指導中とのことでした。その他、一時転用終了後の農地復元の現状についての問いがあった他はさしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、42ページの議案第4号、平成21年度第6次農用地利用集積計画の決定についてでございます。利用権設定が2件、利用権移転が1件でございます。各筆の明細は45ページ、46ページでございます。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、47ページの議案第5号、成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の制定についてでございます。農地保有合理化の為の権利移動を円滑に行うため、成田市あっせん基準を制定しておりますが、基準となる「農地移動適正化あっせん事業実施要領」の一部が改正され、受け手の年齢制限が廃止されましたので、今回、年齢制限の廃止と併せて条文、文言を整理するために、現行のあっせん基準を廃止し、新たに制定し直すものです。委員から改正のポイントについて問いがあった他はさしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、70ページの報告第1号、専決処分についてでございます。4条の届出が8件、5条の届出が2件、転用事実確認証明の4条が1件、5条が1件で、事務局長が専決処分した旨報告がありました。質問はございませんでした。

次に、76ページの報告第2号、農地法第20条第6項の規定による通知についてでございます。4件と追加が1件ございまして、いずれも賃貸人、賃借人の双方合意による中途解約でございます。質問はございませんでした。

次に、77ページの報告第3号、農地等の現況に関する照会についてでございます。法務局からの照会が3件ございました。質問はございませんでした。

以上、議案第1号から第5号及び報告第1号から第3号についての小委員会の事前審査の結果でございます。本総会でのより一層の

慎重審議をお願いいたしまして小委員会の報告といたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより議案の審議に入ります。3ページでございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

①売買でございます。6件の申請がございました。

1番、譲受人である北羽鳥の■■さんが、譲渡人である北羽鳥の■■さんが所有する北部の田2筆 1,116㎡について、自宅から800mと近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。また、譲渡人は農業経営の規模を縮小したいというものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、譲受人である土室の■■さんが、譲渡人である東京都町田市の■■さんが所有する土室の畑1筆 219㎡について、自宅に50mと近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。譲渡人は耕作ができないため譲渡するものです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

続きまして4ページをお開き願います。3番、譲受人である北須賀の■■さんが、譲渡人である北須賀の■■さんが所有する北須賀の畑1筆 275㎡について、自宅から30mと近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。譲渡人は会社を営んでいるため、農業経営を縮小したいというものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

続きまして4番、譲受人である一坪田の■■さんが、譲渡人である伊能の■■さん(持分2分の1)、■■さん(持分2分の1)が所有する一坪田の畑1筆 1,565㎡について、自作地に隣接し耕作に便利のため取得したいという申請でございます。譲渡人は、自宅から約6kmと離れており、耕作に不便なためとのことです。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

5番、譲受人である久井崎の■■さんが、譲渡人である久井崎の■■さんが所有する久井崎の畑1筆 3,394㎡について、自宅に

1. 7 kmと近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。また、譲渡人は70歳と高齢のため、農業経営を縮小するというものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

5ページでございます。6番、譲受人である久井崎の■■■さんが、譲渡人である松子の■■■さんが所有する稲荷山の畑1筆、中野の畑1筆 合計4,392㎡について、自宅に2.8kmと近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。また、譲渡人は農業経営を縮小するというものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

次に6ページをお開き願います。

②使用貸借権の設定でございます。5件の申請がございました。

1番、借受人である伊能の■■■さんが、貸付人である伊能の■■■さんが所有する伊能の畑8筆、田16筆、松子の田1筆、計25筆、合計面積12,850㎡について、父と使用貸借により権利の再設定をするものでございます。貸付人は経営移譲年金受給のため、子と使用貸借により権利を再設定するものでございます。

7ページでございます。2番、借受人である東ノ台の■■■さんが、貸付人である東ノ台の■■■さんが所有する東ノ台の畑7筆 合計面積24,455㎡について、父と使用貸借により権利の設定をするものでございます。貸付人は経営移譲年金受給のため、子と使用貸借により権利を設定するものでございます。

3番、借受人である北須賀の■■■さんが、貸付人である北須賀の■■■さんが所有する八代の田1筆 3,297㎡のうち716㎡、船形の田1筆 1,042㎡、合計1,758㎡について、父と使用貸借により権利を設定するものでございます。これは新高速の一時転用が終了し、現状回復を行ったことによる年金受給のための手続きでございます。

次に8ページをお開き願います。4番、借受人である八代の■■■さんが、貸付人である八代の■■■さんが所有する八代の田1筆241㎡のうち66.70㎡について、父と使用貸借により権利の設定をするものです。これは新高速の工事ヤードの一時転用が終了して原状回復を行ったことによる年金受給のための手続きでございます。なお、この二人は父と養子関係ですので名前が一緒になっているものです。

8ページから9ページでございます。5番、借受人である北須賀の■■■さんが、貸付人である北須賀の■■■さんが所有する船形の田8筆、北須賀の畑3筆、田6筆、下方干拓の田1筆、計18筆、合

計面積 20,252 ㎡について、父と使用貸借により権利の設定をするものです。貸付人は経営移譲年金受給のため、子と使用貸借により権利を設定するものです。

以上で議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第 1 号は可決されました。

次に 10 ページをお開き願います。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは 10 ページをお開き願います。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について でございます。3 件の申請がございました。

1 番、申請人である大清水の■■さんが所有する大清水の畑 1 筆 12,056 ㎡のうち 2,283.63 ㎡、台帳地目は原野でございますが現況地目は畑、2 筆、計 234 ㎡、合計面積 2,517.63 ㎡について、共同住宅(2 棟)用地として転用したいという申請でございます。なお、この件につきましては、都市計画課の事前協議を終了し、協定締結済みでございます。12 ページに公図の写しがございます。申請地は主要地方道成田小見川鹿島港線から主要地方道成田松尾線に入

り、成田市立遠山中学校先の大清水交差点を左折し、市道大清水駒井野線に入り20m進んだ右側でございます。

続きまして、2番、申請人である取香の■■さんが所有する取香の畑1筆 912㎡のうち275.44㎡について、農家住宅用地として転用したいという申請でございます。母親と同居することとなり、既存の建物だけでは手狭となったためという申請でございます。13ページに公図の写しがございます。申請地は国道294号を空港に向かい、ホリディイン東武成田の信号を右折し、取香橋を渡り、100mほど坂を下りた左側でございます。

次に11ページでございます。3番、申請人である西大須賀の■■さんが所有する西大須賀の畑1筆 930㎡について、貸駐車場用地に転用したいという申請でございます。14ページに公図の写しがございます。申請地は県道成田滑川線を神崎町に向かい、水掛橋の約550m程先を右折し、市道四谷名古屋線の約50m先を左折すると市道西大須賀四谷線があります。その市道西大須賀四谷線を約450m程直進した右側でございます。以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

29番
(宮野委員)

農地転用に関して、1回の許可において転用面積に上限はあるのかないのか。もしあるとすれば上限はいくらでしょうか。

事務局

農家用住宅の場合ですが、空港等の移転の場合は現在の宅地面積まで、分家住宅の場合は500㎡以下です。また、駐車場、資材置場等の場合は開発が絡みますので、開発と農地法がお互いいいだろうということならば、10,000㎡でも許可になります。また、4ha以上になると大臣許可となります。その場合は当農業委員会とは関係がなくなります。面積要件についてはその転用目的により変わりますので、一概に何平米以下と言えるのは農家住宅、分家住宅くらいではないかと思えます。

29番
(宮野委員)

目的によっては面積制限は無いということですね。

事務局

先程申し上げましたとおり、制限があるのは農家用住宅と分家住

宅で、その他につきましては都市計画法で開発の指導要綱等がございますので、そちらが下りない限りは農地法も下りません。ですので、申請が出てきた段階での面積要件は今の段階ではございません。

議 長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第2号は可決されました。

それでは15ページをお開き願います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

15ページをお開き願います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

①売買でございます。3件の申請がございました。

1番、譲受人である千葉市の株式会社東西物産 代表取締役 福田耕一郎さんが、譲渡人である竜台の■■さんが所有する竜台の田2筆、畑2筆、この畑2筆は現況は田になっております。計4筆 合計面積765㎡を譲り受け、釣堀用地に転用したいという申請でございます。既存の釣堀はニジマスを主体にし、申請地に上級者向けのヤマメ、イワナ等として計画し、申請するものでございます。

17ページに公図の写しがございます。申請地は国道408号を長豊橋方面に向かい、豊住第二スポーツ広場入口を左折し、市道竜台中山線を100mほど進んだところに変則三差路がございます。変則三差路のまん中を弁天荘方面に向かい、弁天荘の駐車場の反対側

の土地でございます。

2番、3番は譲受人が関連しておりますので一括説明させていただきます。2番、譲受人である西大須賀の■■■さんが、譲渡人である西大須賀の■■■さんが所有する西大須賀の畑1筆 466㎡を譲り受け、長男の専用住宅用地に転用したいという申請でございます。

同じく16ページをお開き願います。3番、同譲受人が譲渡人である西大須賀の■■■さんが所有する西大須賀の田2筆、現況は畑でございます。29㎡を譲り受け、長男の専用住宅用地に転用したいという申請でございます。18ページに公図の写しがございます。申請地は県道成田滑川線を神崎町方面に向かい、八幡神社手前200mを左折し、市道西大須賀曾根石橋線を300mほど進んだ左側の土地でございます。

次に19ページでございます。

②使用貸借権の設定でございます。3件の申請がございました。

1番、借受人である堀之内の有限会社穂田商事 代表取締役 穂田和則さんが、貸付人である堀之内の■■■さんが所有する堀之内の畑1筆 406㎡を借り受けて、会社の進入路用地に転用したいという申請でございます。21ページに公図の写しがございます。申請地は国道51号を香取市方面に向かい、C滑走路の十余三のトンネルの手前の信号を右折し、空港会社の管理道路から市道天神峰堀之内線に入り、成田ゴルフコースの入り口から約280m先の左側の土地でございます。

続きまして20ページをお開き願います。2番、3番につきましては許可後の計画変更承認についてでございます。

2番、借受人である茨城県稲敷市の株式会社第一建材 代表取締役 西浦一平さんが、貸付人である名古屋の■■■さんが所有する名古屋の畑1筆、現況雑種地 954㎡を借り受けて、砂利採取計画の変更により、砂利採取の搬出路用地としての一時転用期間を平成22年9月30日まで延長したいという申請でございます。一時転用完了後は、農地に復元する旨の確約書が添付されております。

申請地は県道成田下総線を神崎方面に向かい、成井の交差点を直進し、最初の信号を左折し、市道七沢青山新田線に入り1.1kmほど進んだ左側の土地でございます。22ページに公図の写しがございます。申請地は先程の小委員長ご報告のとおり、許可期間の切れた農地の上に現場のプレハブ事務所が建っておりますが、事務局として撤去するように指導をしておるところでございます。

次に3番、借受人である香取市の有限会社八木建材興業 代表取

締役 八木幸一さんが、貸付人である所の■■さんが所有する所の田1筆、1,460㎡のうち175㎡について、砂利採取計画の変更により、砂利採取の搬出路用地としての一時転用期間を平成22年11月30日まで延長したいという申請でございます。一時転用完了後は、農地に復元する旨の確約書が添付されております。22ページに公図の写しがございます。申請地は国道51号を香取市に向かい、所のワコースチール香取工場手前の交差点を左折し、市道所7号線を約1.2kmほど進んだ左側に砂利採取の搬出路道路があります。入口より50mほど先に申請地がございます。

それでは24ページをお開き願います。

③賃借権の設定でございます。41件の申請がございました。全て許可後の計画変更承認についてでございます。

1番から8番までは砂利採取計画の変更により砂利採取用地としての一時転用期間を延長したいというもので、関連しておりますので一括説明とさせていただきます。

1番、賃借人である松子の宮野建材有限会社 代表取締役 宮野重良さんが、賃貸人である津富浦の■■さんが所有する松子の畑1筆 904㎡を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

2番、同じく同社が、賃貸人である松子の■■さんが所有する松子の畑1筆 901㎡を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

次に25ページでございます。3番、同じく同社が、賃貸人である松子の■■さんが所有する松子の畑8筆 合計10,150㎡を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

4番、同じく同社が、賃貸人である八千代市の■■さんが所有する松子の畑1筆 1,860㎡を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

次に26ページでございます。5番、同じく同社が、賃貸人である松子の■■さんが所有する松子の畑1筆 646㎡を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

6番、同じく同社が、賃貸人である松子の■■さんが所有する松

子の畑1筆 778 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

次に27ページでございます。7番、同じく同社が、賃貸人である松子の■■さんが所有する松子の畑1筆 1,626 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

8番、同じく同社が、賃貸人である松子の■■さんが所有する松子の畑2筆 2,769 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により砂利採取用地として、平成22年11月30日まで一時転用期間を延長したいという申請でございます。

1番から8番につきまして、一時転用完了後は農地に復元する旨の確約書が添付されております。39ページに公図の写しがございます。申請地は国道51号を香取市に向かい、津富浦小学校入口の信号から約150m先を左折し、市道1022号線に入り、約300mほど先の砂利採取用地でございます。

次に28ページをお開き願います。9番から24番までの計16件は砂利採取計画の変更により一時転用期間を延長したいというもので、関連しておりますので一括説明とさせていただきます。

9番、賃借人である東京都千代田区の三信建設株式会社 代表取締役 南家光一朗さんが、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する前林の畑3筆 2,017 m²のうち合計面積452 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地及び搬出路用地として使用したいという申請でございます。

10番、同じく同社が、賃貸人である多良貝の■■さんが所有する前林の畑3筆 3,479 m²のうち合計面積294 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

11番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 2,613 m²のうち198 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

29ページでございます。12番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さん(持分2分の1)、同じく前林の■■さん(持分2分の1)が所有する前林の畑1筆 352 m²のうち20 m²を借り受けて、

砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

13番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 1,614 m²のうち183 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

14番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 1,074 m²のうち300 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

30ページをお開き願います。15番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 1,299 m²のうち188 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

16番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 701 m²のうち142 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

17番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する前林の畑1筆 1,692 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

31ページでございます。18番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する一坪田の田1筆 2,755 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

19番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する一坪田の田3筆 1,966 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

20番、同じく同社が、賃貸人である多良貝の■■さんが所有する一坪田の田2筆 2,421 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

32ページをお開き願います。21番、同じく同社が、賃貸人である

ある一坪田の■■さんが所有する一坪田の畑1筆 2,658 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

22番、同じく同社が、賃貸人である被相続人、■■さんの相続人である一坪田の■■さん(持分2分の1)、■■さん(持分4分の1)、■■さん(持分4分の1)が所有する一坪田の田1筆 49 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

23番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する一坪田の畑1筆 1,069 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

33ページでございます。24番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する一坪田の畑1筆 2,326 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

9番から24番につきましては、一時転用完了後は農地に復元する旨の誓約書が添付されております。40ページに公図の写しがございます。申請地は主要地方道成田小見川鹿島港線を香取市方面に向かい、多良貝交差点より約1.2km先を左折し、これは前林の旧道でございます。市道2118号線を100mほど直進した所の搬出路と砂利採取用地でございます。

33ページでございます。25番から41番までの計17件は同じく砂利採取計画の変更により一時転用期間を延長したいというもので、関連しておりますので一括説明とさせていただきます。なお、砂利採取計画用地が違うため、搬出路用地も別申請となっております。

25番、賃借人である東京都千代田区の三信建設株式会社 代表取締役 南家光一朗さんが、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 1,595 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

26番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑2筆 2,302 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地

として使用したいという申請でございます。

34ページをお開き願います。27番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 195 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

28番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 686 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

29番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する前林の畑4筆 2,884 m²のうち合計面積2,347 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地及び搬出路用地として使用したいという申請でございます。

35ページでございます。30番、同じく同社が、賃貸人である多良貝の■■さんが所有する前林の畑3筆 3,479 m²のうち合計面積2,495 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地、現場事務所及び車両待機場用地として使用したいという申請でございます。

31番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 2,613 m²のうち63 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

32番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さん(持分2分の1)、■■さん(持分2分の1)が所有する前林の畑1筆 352 m²のうち20 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

36ページをお開き願います。33番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 1,614 m²のうち181 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

34番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 1,074 m²のうち279 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

35番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 1,299 m²のうち221 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

37ページでございます。36番、同じく同社が、賃貸人である前林の■■さんが所有する前林の畑1筆 701 m²のうち121 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、搬出路用地として使用したいという申請でございます。

37番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する一坪田の畑1筆 1,598 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

38番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する一坪田の畑1筆 764 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年7月16日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。38番の申請地は農振農用区域内であり、当初、平成19年7月17日に一時転用許可済みでございますので、平成22年7月16日まで砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

38ページをお開き願います。39番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する一坪田の畑2筆 3,494 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年7月16日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。39番の申請地は農振農用区域内であり、当初、平成19年7月17日に一時転用許可済みでございますので、一時転用期間は3年以内とのことです。平成22年7月16日まで砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

40番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する一坪田の畑1筆 1,360 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年11月30日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

41番、同じく同社が、賃貸人である一坪田の■■さんが所有する一坪田の畑1筆 812 m²を借り受けて、砂利採取計画の変更により一時転用期間を平成22年7月16日まで延長し、砂利採取用地として使用したいという申請でございます。申請地は農振農用区域内であり、当初、平成19年7月17日に一時転用許可済みでございます。一時転用期間は3年以内とのことです。平成22年

7月16日まで砂利採取用地として使用したいという申請でございます。

25番から41番につきましては、一時転用完了後は農地に復元する旨の誓約書が添付されております。41ページに公図の写しがございます。申請地は主要地方道成田小見川鹿島港線を香取市方面に向かい、多良貝交差点より約1.2km先を左折し、市道2118号線を100mほど直進した所を左折した搬入路と砂利採取用地でございます。以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

29番
(宮野委員)

一時転用の延長についてですが、延長はどのくらいまで認められるのか。山砂採取後は農地復元して完了届が出されますが、どのような状態ならば農地復元と認めるのか、その基準等があれば教えてください。

事務局

一時転用の延長は1年です。1年で終わらない場合は1年を超えない範囲での更新となります。農振農用地区内の場合は更新を含めて3年以内です。次に復元ですが復元後は完了届が提出され、農業委員会の職員が確認を行います。粗造成でなく耕作できる状態までは指導しております。

29番
(宮野委員)

一時転用の年数に上限はあるのでしょうか。

事務局

先程答弁のとおり、農振農用地の場合は更新を含めて3年以内です。農振農用地以外の場合は目的が達せられなければ1年ごとの更新となります。

議長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙

手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第3号は可決されました。

次に42ページでございます。議案第4号、平成21年度第6次農用地利用集積計画の決定について を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは42ページをお開き願います。議案第4号、平成21年度第6次農用地利用集積計画の決定についてでございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定によりまして、43ページのとおり平成21年度第6次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので提出いたします。44ページをお開き願います。設定状況の概略につきましては総括表によりご説明申し上げます。

1-1利用権の設定でございます。賃借権の設定による契約期間3年のものは畑2筆、1件、契約面積2,713㎡で新規設定でございます。契約期間10年のものは田2筆、1件、契約面積4,120㎡で再設定でございます。

2番、利用権の移転でございます。賃借権の移転によるもので、畑1筆、1件、面積3,000㎡でございます。詳細につきましては、45ページ、46ページの農用地利用集積計画の一覧表に示されているとおりでございます。以上で議案第4号、平成21年度第6次農用地利用集積計画の決定の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成21年度第6次農用地利用集積計画の決定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第4号は承認されました。

次に、47ページでございます。議案第5号、成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の制定について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは47ページをお開き願います。議案第5号、成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の制定について でございます。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づいて行う、農地保有合理化の為の権利移動を円滑に行うため、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、成田市のあっせん基準を作成しておりますが、平成20年2月29日付けにて、この実施要領の一部が改正され、受け手の年齢制限が廃止されましたので、今回、年齢制限の廃止と併せ条文、文言を整理するために、現行のあっせん基準を廃止し、新たに成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準(案)のとおり制定してよろしいか、ご審議をいただくものでございます。

48ページをお開き願います。現行法のあっせん基準の中に「その者が農業経営の経営主であって、おおむね57歳以上であるときは、その後継者が現に農業に従事しているか、または近く従事する見込みがあると認められること。」という、年齢制限、後継者がいない場合はあっせんできないという規定になっておりました。今回、それを撤廃し、現行法に沿った文言で48ページから69ページのあっせん基準を作成させていただきました。このあっせんは農業委員会の委員によるあっせんで、農地を売りたい、買いたいという申し入れがあった場合、農業委員2名を指名しあっせんを行うものでございます。このあっせん基準によりまして行われた売買につきましては、譲渡所得が800万円まで特別控除の対象となります。現行法の農業経営基盤強化促進法に基づき市で行っている売買につきましては、同じく譲渡所得が800万円まで特別控除の対象となりますが、これにつきましては、受け手が認定農業者であり、農用地でなければならないという制限がございますが、今回の方は認定農業者でなくても、あっせんができるものです。よって、事務局に売りたい、買いたいという登録をさせていただいて、事務局で調

整をいたしまして、総会であっせん委員2名を指名し、その2名の委員にあっせんをしていただくものです。その他の特典としては、農業経営基盤強化促進法の場合もあっせんの場合も市が間に入っているため、登記申請は市で作成いたします。あっせんの場合は登録免許税は全額いただきますが、農業経営基盤強化促進法による場合は減免がございます。以上でございます。

議長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

12番
(金岡委員) 農業従事者でないと農地を取得できないと聞いておりますが、農業を営んでいない者が農地を欲しがっている場合、農業委員会に登録すれば、取得できるのですか。

事務局 ただいまの質問でございますが、議案の54ページをお開き願います。そこに基準面積、目標面積がございます。これは平成19年4月総会で制定させていただいたものでございます。これにより、水稻であれば172a以上なければあっせんの基準には入りませんが、新規就農者の場合は、取得後の農地面積が50a以上であれば、基準面積以下であっても、あっせんを受けることができます。

議長 他にご質問はございませんか。

16番
(伊藤委員) この制度の適用例を教えてください。

事務局 大変古くて申し訳ありませんが、私が以前農業委員会に在職したときに、4件位あっせんを行いました。税務署に事前協議をし、法務局へ登記をした経過がございます。私がいたのが平成3年から9年までですので、その頃はあっせんは行っておりました。以上です。

議長 他にご質問はございませんか。

1番
(海保委員) 私も以前、久住であっせんを仲介しましたが、成立には至りませんでした。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の制定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第5号は承認されました。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

ただいま、ご承認いただき誠にありがとうございます。ご承認いただきましたので、千葉県知事に認定申請を行い、その認定日が施行日となりますのでよろしく願いいたします。

議 長

次に、70ページでございます。報告第1号、専決処分についてでございます。事務局の説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは70ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について でございます。①農地法第4条第1項第5号の規定による4条の届出は71ページから72ページでございます。8件の届出がございました。73ページをお開き願います。②農地法第5条第1項第3項の規定による5条の届出でございます。2件の届出がございました。74ページをお開き願います。③転用事実確認証明でございます。4条が1件ございました。75ページでございます。5条が1件証明願いがございました。いずれも内容等につきまして、記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので事務局長専決により受理通知及び証明書を交付いたしました。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第1号は終了させていただきます。

次に、76ページでございます。報告第2号、農地法第20条第6項の規定による通知について でございます。事務局の説明を願います。

事務局

それでは76ページをお開き願います。報告第2号、農地法第20条第6項の規定による通知でございます。今回は5件でございます。賃借人及び貸借人双方の合意に基づく合意解約の通知でございます。添付書類も完備しておりましたので、受理いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第2号は終了させていただきます。

次に、77ページでございます。報告第3号、農地等の現況に関する照会について でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは77ページでございます。報告第3号、農地等の現況に関する照会についてでございます。千葉地方法務局成田出張所及び香取支局より農地等の現況に関する3件の照会につきましては、運営委員さんによる現地調査を行いました結果、内容につきましては77ページ記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

質問等無いようですので、報告第3号は終了させていただきます。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
慎重審議、誠にありがとうございました。

(午後3時40分閉会)